

ASAHI NEWS

令和7年10月10日
第187号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 10月の主な予定 ■■■

税務・会計

10月31日：個人住民税（普通徴収分、第3期分）の納期限：市町村の条例で定める日

経営・経済

10月13日：国際通貨基金(IMF)・世界銀行の年次総会(ワシントン、18日まで)

10月15日：G20財務省・中央銀行総裁会議(ワシントン、16日まで)

10月22日：貿易統計発表(財務省)

10月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

10月29日：日銀金融政策決定会合(30日まで)

10月30日：米・第2四半期GDP速報値発表(米:商務省)

10月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「類似業種株価等通達の業種目の見直し」

令和7年6月16日、国税庁より、令和7年分の類似業種比準価額の算定に用いる株価表が公表されました。

類似業種株価等通達における業種目および標本会社の業種目は、日本標準産業分類に基づいて区分されていますが、今回の公表に際し、業種目の見直しが行われています。業種目の区分は、取引相場のない株式を類似業種比準方式で評価する際に重要な要素となるため、本稿ではその見直し内容についてご説明いたします。



改定の背景

取引相場のない株式の評価方式の一つである「類似業種比準方式」は、評価対象会社と事業内容が類似する上場企業(標本会社)の平均株価や、1株当たりの配当金額・利益金額・純資産価額の比準割合などを考慮して評価する方式です。評価に使用する標本会社の株価等の数値は、国税庁が公表する「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」を参考にしますが、類似業種比準価額計算上の業種目を決定するにあたっては、「日本標準産業分類」との対比が必要となります。

この日本標準産業分類についてはコロナ渦等の経済・社会の情勢を背景に、令和6年4月に10年ぶりとなる改定(第14回改定)が実施されました。この改定に伴い、令和7年の類似業種株価等通達において業種目の見直しが行われ、標本会社数が少ない業種目については、特定の標本会社の個性が業種目の株価等に過度に反映されることを防ぐため、業種目の統合が行われました。一方、標本会社数が多い業種目については、新たな業種目が新設されています。

具体的な見直し内容

※下記は「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の一部抜粋

◆ 標本となる会社数が少ない業種目のため統合された業種目

(令和6年分)		
業 種 目		
大 分 類	中 分 類	番 号
	小 分 類	
建設業		1
	(中略)	
	設備工事業	6
	電気工事業	7
	電気通信・信号装置工事業	8
	その他の設備工事業	9

(令和7年分)		
業 種 目		
大 分 類	中 分 類	番 号
	小 分 類	
建設業		1
	(中略)	
	設備工事業	6
	電気工事業	7
	その他の設備工事業	8

※「建設業(大分類)」の「電気通信・信号装置工事業(小分類)」が「その他の設備工事業(小分類)」に統合された。

◆ 標本となる会社数が多い業種目のため新設された業種目

(令和6年分)		
業 種 目		
大 分 類	中 分 類	番 号
	小 分 類	
専門・技術サービス業		96
	専門サービス業	97
	広告業	98
宿泊業、飲食サービス業		99
	飲食店	100
	(以下省略)	

(令和7年分)		
業 種 目		
大 分 類	中 分 類	番 号
	小 分 類	
専門・技術サービス業		95
	専門サービス業	96
	広告業	97
	技術サービス業	98
	土木建築サービス業	99
	その他の技術サービス業	100
宿泊業、飲食サービス業		101
	(以下省略)	

※「専門・技術サービス業(大分類)」の中に「技術サービス業(中分類)」、「土木建築サービス業(小分類)」および「その他の技術サービス業(小分類)」が新設された。

以上のように、令和6年分と令和7年分では業種目や業種番号が異なります。令和7年分の類似業種比準価額を計算する際には、業種番号等の取扱いにはご注意ください。

労働者の意欲を高めて生産性を向上させるための助成金

キャリアアップ助成金は、社内の非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善の取り組みを積極的に実施した事業主に対して支給する助成金制度で、現在以下の7つのコースがあります。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化した場合(1人当たりの助成額※1)

項目	中小企業		大企業	
対象者	重点支援対象者※2	左記以外	重点支援対象者※2	左記以外
有期→正規	80万円	40万円	60万円	30万円
無期→正規	40万円	20万円	30万円	15万円

※1 一定の加算措置あり

※2 以下のいずれかに該当するもの

- 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
- 雇入れから3年未満で、次の①、②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者



2. 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正社員化した場合(1人当たりの助成額)

項目	中小企業		大企業	
対象者	重度身体障害者等	左記以外	重度身体障害者等	左記以外
有期→正規	120万円	90万円	90万円	67.5万円
有期→無期	60万円	45万円	45万円	33万円
無期→正規	60万円	45万円	45万円	33万円

3. 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し適用させた場合(1人当たりの助成額)

項 目		中小企業	大企業	1事業所あたり1回のみ		中小企業	大企業
賃金規定等 増額割合	3%以上4%未満	4万円	2.6万円	職務評価の活用により 賃金規定等を増額	加 算 額	20万円	15万円
	4%以上5%未満	5万円	3.3万円				
	5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円	有期雇用労働者等の 昇給制度を新たに規定		20万円	15万円
	6%以上	7万円	4.6万円				

4. 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定し適用をした場合

1事業所あたり	中小企業	大企業
	60万円	45万円

5. 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、実施をした場合

1事業所あたり	中小企業	大企業
	40万円	30万円

同時に導入した場合に加算16.8万円
(大企業12.6万円)



6. 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合
(1人当たりの助成額)

- ① 新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間の延長を行った場合
- ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合

項目	中小企業	大企業
手当等支援メニュー	50万円	37.5万円
併用メニュー	50万円	37.5万円
労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円

労働者の意欲を高めて生産性を向上させるための助成金

7. 短時間労働者労働時間延長支援コース

- 1年目の取組
短時間労働者に以下の①～④のいずれかの取組を行った場合
- 2年目の取組
1年目の取組後、短時間労働者にA) B)のいずれかの取組を行った場合



	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
1年目	① 5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
	② 4時間以上5時間未満	5%以上			
	③ 3時間以上4時間未満	10%以上			
	④ 2時間以上3時間未満	15%以上			
2年目	A) さらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
	—	B) 基本給をさらに5%以上増加等			

※ 対象となる労働者は、社会保険の加入日の6カ月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

中小企業事業主等の範囲

- この助成金での「中小企業事業主」の範囲(小規模企業事業主を除く)

項目	資本金の額・出資の総額	又は	常時雇用する労働者の数(※1)
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

◆ 資本金等のない事業主については常時雇用する労働者の数により判定します。

◆ いずれも支給申請時に額・人数

(※1) 2カ月を超えて使用される者①であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等②である者をいいます。

① 実態として2ヶ月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても、雇用期間の定めのない者及び2ヶ月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

② 現に当該事業主に雇用される通常の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。

- この助成金での「小規模企業事業主」

常時使用する労働者の数	30人以下
-------------	-------



支給申請までの流れ

各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。

キャリアアップ計画書は、従来までは各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局に提出し、その認定を受ける必要がありましたが、2025年度からは「届出のみ」で良いこととなりました。

計画書に記載された取り組みを実施した後、6カ月分の賃金を支払った日の翌日から起算して2カ月以内に支給申請を行うことで、キャリアアップ助成金の支給が決定されます。



(出典)厚生労働省労働局 都道府県労働局 ハローワーク作成「キャリアアップ助成金のご案内(令和7年7月)」パンフレットより一部抜粋